# 判断力と人間形成に関する覚え書き

### ーカントの判断力理論を端緒とした問題提起―

山 口 匡

### Tadasu YAMAGUCHI

(教育学教室)

## 0. はじめに

「あらゆる教育の意図は、自主的な意志決定に至る 思惟において、判断したり批判したり、責任をとった り、また理性にもとづいた決断を下したりできるよう 成熟させていくことにある。|(1)-これはかつて「超越 論哲学的教育学(transzendentalphilosophische Pädagogik)」(2)と呼ばれるグループから提示された, 教育の目的についての一般的定義である。カント (Kant, I., 1724-1804) 哲学に定位して判断力と人間の 教育可能性 (Bildsamkeit) との連関を探ろうとする拙 論にとって、この定義は有力な出発点となる。という のも、その簡勁な表現からうかがえるのは、「自主性」 「批判能力」「責任性」といった教育の諸目標が「判断 能力の成熟」によって達成されるという思想だからで ある。ドイツを中心とする「超越論哲学的教育学」の 試みは、その名称からも予測できるように、カントや 新カント派の立場を受け継ぎながら、彼らの残した諸 課題に答えることにある。このグループは察するとこ ろ,教育学と実践哲学との関係に再注目し,議論の原 点をカント哲学に求めることで共通の地盤に立ってい ると見てよい。そのさい前提となっているのは、「知の 連関において実践的判断がもつ特別の地位と、教育学 の典型的な問題設定への移行とを、統一的理念にもと づいて提示することに関して、カントの超越論哲学は 現代にとってきわめて有効である」(3)との確信にほか ならない。「知の連関における実践的判断の特別の地 位 |を教育の領域で主題化しようとする主張は、「判断 能力の成熟」というカントの基本的な教育観と結びつ く。しかし、それは単なる教育学的カント解釈にすぎ ないのではない。そこには、従来の教育思想に対する 反省と、こうした反省にもとづいてカント哲学を教育 哲学の領域で再評価しようとする意図が含意されてい る。またそれは結果として、カントの判断力理論その ものに対する批判的検討をもうながすことになるので

さて、私たちの最終的な目標は、さしあたり「超越 論哲学的教育学」の驥尾に付して判断力と人間形成と 

## 1. 教育学におけるカント受容

「教育学における初期のカント受容は、教育をもっ ぱら判断能力のありうべき養成という観点で理解する 方向に向かったにもかかわらず、こうした成年(Mündigkeit) の思想は以後いちじるしく後退していっ た。」(4)この「超越論哲学的教育学」からの報告の意義を 理解することを手始めとして、次の各点を確認しなけ ればならない。第一に、カント教育論の根本問題を把 握しなければならない。というのも、カントを直接意 識した教育思想(すなわち初期のカント受容)はカン ト教育論の難点をきわめて明確にとらえ、その克服を 意図していたことが十分予想されるが、このことは、 以後の問題意識のあり方を大きく方向づけるもので あったと考えられるからである。それゆえ第二に、カ ント以後の教育学における問題意識の変遷を概観する ことが必要となる。そうすることで、どのようにして 「判断能力のありうべき養成」としての「成年」への 思想が後退していったのかを見通すことができるであ ろう。第三に、以上の二点をふまえて、こんにち「判 断能力のありうべき養成 | があらためて主要課題とし て見直されるべき理由を明らかにしなければならな

## 1. 1. 初期のカント受容

カント哲学(とりわけその実践哲学)を教育学の立場から批判的に考察したほぼ最初の人物として、ヘルバルト(Herbart, J. F., 1776-1841)を挙げることができるだろう。ヘルバルトの批判以来、カント的な道徳法則=定言命法が教育学の理論構成にあっては効力

をもちえないことを私たちは十分自覚しているはずである。人間は道徳性への自然な性向をともなって誕生するのではなく、むしろ成長していくなかで、まさしく道徳法則を自分のものにする必要があるというべきだからである。ヘルバルトが暴いたいわゆる「観念論的教育学」のアポリアは、「英知的」「経験的」というその二元論的な人間理解に存する。つまり、道徳性を英知的自由に発する行為の価値として理解するカント流の考えによれば、道徳性の発達を時間的因果関係(成長過程における「教える一学ぶ」関係)のもとで考えること、したがって道徳性の漸次の生成と他者からの影響を説明することがまったく不可能だと批判されるのである(5)。

なるほど、自由な主体は「教育によってはじめて」可能であり、しかも「教育された人間によってのみ教育される」(IX443)とカントが考えていたかぎり、そして「強制は必要である」と主張し、「強制の下においてどのようにして自由を教化するから(ibid.)を問題化したかぎり、少なくとも彼の教育学的洞察はヘルバルトの批判をまぬがれているといえるかもしれない。とはいえ、カントの議論も結局はちょうどこの地点で終結していると考えざるをえない。上述のように定式化された根本問題に関してカント自身が提示した教育的行為の緒原則(6)には、自由主義的な面と権威主義的な面とが統一されないままに併存しており、「自由」と「強制」の関係を十分吟味し、理論化したものとはいいがたい。

しかし、いずれ明らかになるように、「自由」/「強制」をめぐるカントの曖昧な態度のうちにこそ、「教育可能性」(人間は無限の可能性をもって生まれる)という自明視されながらもそのじつ空虚な観念を、あらためて冷厳にうけとめる鍵が隠されているともいえるのである。ともあれ、カントが提起した教育学の根本問題に深い関心を寄せたのはボルノー(Bollnow, O. F. 1903-1991)である。カントは「教育の最大の問題は、法則的強制への服従と自分の自由を用いる能力とを、どのように結合することができるかという問題である」(IX453)と明言することによって、「教育の可能性の限界」(できわめて密接に関係しているとボルノーは考えるのである。

#### 1. 2. 問題意識の変化

カントとボルノーを結びつけている「自由」/「強制」のテーマが集中的に議論されたのは、今世紀初頭の「ドイツ改革教育学 (Reformpädagogik)」であったといわれる。リット (Litt, T., 1880-1962) はこの根本問題を「指導 (導くこと:Führen)」と「放任 (育つに任せること:Wachsenlassen)」の弁証法としてとらえかえすことを試み<sup>(8)</sup>、ノール (Nohl, H., 1879-1960) はさらに一歩進めて、この対立を取り除くことの不可能な(む

しろそれによって教育というコミュニケーション領域 がはじめて可能となる)教育学のアンチノミーである とさえ述べている<sup>(9)</sup>。

しかしながら、カントのいう「自由」/「強制」の対立と、リット、ノールのそれとには、意味的なずれが存在することを見逃すわけにはいかない。後者は教育的行為理論上の二項対立、つまり子どもの自発性や個性と教育者の指導、あるいは子どもの生命性と客観的文化の関係に問題点を設定しているのに対して、カントにあってはむしろ論点が未分化のまま、少なくとも二つのレベルが混在しているのである。つまり、ひとつは同様に実際の教育実践上の問題(「教育関係論」)であるが、もうひとつは子どもが漸次に道徳性を獲得していくというプロセスそのものである。というのも、カントにおける「自由」とは個人の個性や生命性の発現といったものではなく、それ自体が道徳法則の「強制」のもとでの意志決定および行為の価値を意味しているからである。

カント以降,教育理論は「自由」/「強制」の関係を規定しえぬまま両極のあいだを揺れ動いてきたといっても過言ではあるまい。と同時に,カントの,そしてボルノーのいう教育の根本問題が,もっぱら「教育関係論」へと切りつめられてきたきらいがあるという点を看過するわけにはいかないのである(10)。しかもこの傾向は皮肉なことに,教育学が学問ないし科学としての自律性を志向し,固有の領域を画定してゆくなかでむしろ強化されていったということである。「自由」と「強制」という行為理論上のカテゴリーが,教育的行為を考えるさいの理念型として有用であることは認められる。しかしこの場合,教育者の行為理論のみが先鋭化されてしまい,もともとの意図とは裏腹に,子どもの主体への洞察をさえぎってしまうという事態をひきおこしてはこなかっただろうか。

「判断能力の養成」という「成年」の思想がいちじるしく後退していった、という本節冒頭の報告は、こうした教育学的思考の変遷をとおして理解される必要があると思われる。もう一度まとめるならば、「判断能力の成熟」という本来主体の自己形成にかかわる教育観が、ある一定の規範と人間の個性・生命性との対立という、そう思ってみればあまりにも見慣れた陳腐な構図へと変容していったというわけである。カントにおいて素朴なかたちで提起された「自由」/「強制」のアンチノミーは、少なくともこれまで見てきた二つの観点一主体性の漸次の形成(ヘルバルト)と教育行為論上の二項対立(リット・ノール)一を包括したものとして認識される必要があるだろう。

## 2. 教育目標としての判断能力の成熟

このことはまた、教育学的行為論ないし教育関係論は、主体形成のはかりがたさ(カント的な意味での!)

を考慮してのみ意味をもつことを示唆しているに違いない。しかも主体性の形成原理を探究することは、「教育の可能性の限界」(ボルノー)をかいま見ることをも意味する。本節ではさらに、なぜ教育の主導概念として判断力が着目されるのか、そして、この能力はどのような意味で「教育の可能性の限界」を画するのであるか、という点について考えてみる。

#### 2. 1. カントの「成年 思想

カントの諸著作において、「成熟」や「成年」の概念は、かならず判断力(Urteilskraft)とのつながりで論じられている。一「判断力の成長は成熟といわれる」、なぜなら、「あることが規則に該当する場合であるか否かを区別する能力である判断力は、教え込まれうるものではなく、むしろただ練習されうるだけである」(VII 199)からだ。判断力そのものが学習不可能とされるのは、およそ概念・原則から出発する論証は規則の応用の導き手とはなりえないからである(11)。

〈判断力の成熟は教え込むことができない〉―この 基本思想は『純粋理性批判』(1781 21787)でも繰り返 し述べられている。たとえば、「判断力は一個独特の才 能であって、はたから教えられるというわけにはいか ない。ただ練習を必要とするだけである。つまり判断 力は、いわゆる生得の知恵の特殊なものであり、それ が欠けているからといって学校教育でこれを補うこと はできない」(B172)。このことは、カントの実践哲学 上のキー・ワードで、こんにちにまで影響をおよぼし 続けている、「成年」という概念の定義と大きく重なり 合う。この概念は『啓蒙とは何か』(1784)の冒頭で次 のように裏返しのかたちで定義される。「啓蒙 (Aufklärung) とは、自分自身に責めのある未成年状態 (Unmündigkeit) から人間が脱却することである。」 (VII35) 啓蒙とは何か, という当時の一大問題に答え るべく、カントはまず「未成年」を取り上げる。「未成 年とは、他人の指導がなければ、自分自身の悟性を使 用し得ない状態である。」(ibid.)

「成年」という言葉の今日的用法は意識するとしないとにかかわらず、カントのこの解答を源泉としているのであるが(12)、その真意は、「自分自身の足で経験という地盤を踏みしめ、まだ動揺するにしろ敢えて進んでいこうとする」(VII229)「決意と勇気」(VIII35)にある。カントにあってそれは、あくまでも自律的な判断能力の成熟であって、そとから教え込まれるものではない。「成年」の理想はもともと、自己教育の明文化を意味しているのである。

## 2. 2. ランゲフェルトによる「おとならしさ」の分 析

ところで、教育学の立場から「成年」を「おとなら しさ(Erwachsenheit, adulthood)」といいかえて主題 化したのは、ランゲフェルト (Langeveld, M. J., 1905 -89) であった(13)。彼によれば、子どもから見たおとな の徳性、「おとならしさ」の第一の特徴は「責任性」で あり、そこに①「個人としての責任性」、②「仲間とし ての責任性」、③「代理としての責任性」が含まれる(14)。 しかし、「責任」を実際に果たすためには「有能」でな ければならず、また、他者を「信頼」することができ、 「信頼」されるに足る人間でなければならない。「われ われは、ある人間が信頼できて責任感があり、技術的 のみならず人間的にも有能である時、はじめてその人 間をおとなであると言うことができる。」(15)―こうし てランゲフェルトは、「責任性」「有能性」「信頼性」が 「おとならしさ」の内実であり、さらには子どもの養 育と成長、大人の自己教育とに共通する目標であり、 課題であり、そして「人生の三つの目的」(16)であると結 論するにいたるのである。

こうしてカントによって古典的定義を与えられ、ランゲフェルトによって教育学的に分析された「成年」概念であるが、さらにこの概念と「判断力」との深い連関を「責任性」の観点から明らかしておきたい。

#### 2. 3. 判断力と責任性

『イマヌエル・カント』(1983)の著者へッフェ (Höffe, O., 1943-)は、これに先立つ『倫理・政治的ディスクール』(1981)のなかで、「教育の最終目標は、多様な生活状況において責任ある生き方をするための(批判的)判断能力と行為能力にある」(17)と述べている。そこには「判断能力」を重視する点で「超越論哲学的教育学」との酷似があり、また、「責任性」という観点で「おとならしさ」概念との親和性がうかがえる。

人間は生活様式を自分できめることができるだけで はなく, 固有の「欠陥存在」(ヘルダー)と「世界開放 性」(ポルトマン)がもたらす多様な危険に対して、む しろそうせざるをえない。人間には本能によって与え られた固定的な行動パターンというものはないが、他 方, ある種の素質や才能, ある程度の幅の行動しかも たないとはいえ、特定の行動様式だけに拘束されてい るわけでもない。まさにこういう理由から人間は, 生 物として成長すればそれだけで生存できたり、善い生 活ができる具体的な人間になるわけでもないのであ る。ヘッフェはこのような人間学的考察にもとづいて、 人間が二重の制度的な意味で倫理的存在であることを 説明する。人間は政治的・社会的あるいは客観的な意 味で倫理的な存在であり、また、個人的あるいは主観 的な意味でも倫理的存在なのであるが、このふたつの 意味は、それぞれに別個なのではなくて、むしろ互い に相関していると考えられる。

まず、「習慣や制度を備えた規範的生活世界の中で、 人間は成長し自発的に行為する能力を獲得する」<sup>(18)</sup>。 「この行為の能力がなくては個人倫理は形成され得

ず、それゆえ一般的な行為の能力が個人倫理の(超越 論的ではなく!)経験的な前提なのであるから、客観 的倫理、政治的・社会的生活世界に基づいてのみ人間 は、実際に個人倫理をもつことができると言わなけれ ばならない。」(19)また、「政治的・社会的義務は、単に超 個人的, 客観的に存在するだけでなく, 主観的に, す なわち内面化されて存在している。 つまり、 規範や価 値,制度は,個人の人格のなかに構造化されて初めて, 客観的倫理という概念に示されている永続的な性格を 獲得するからである」(20)。しかし、教育の目的は所与の 世界への単なる適応(社会化)の援助にとどまるもの ではない。人間形成の基本原則は、自己決定を迫る非 確定的状況にあって、その状況に主体的に対応してい く能力を育て上げることだと考えられる(21)。したがっ て,「むしろ行為する者には,状況に対応する判断過程 において、倫理的行動の個々の形態を常に新たに自ら 見いだし実現しなければならないことが分かっている のである |(22)。

意志的・意図的な行為を行う能力をもっているという意味で人間は実践的な理性的存在者であるが、「原則を基準として、実現に必要な創造的解釈や判断過程を行うことは、判断力の任務」(23)にほかならない。それゆえ、「実践的な反省関係」(24)のうちにこそ、「責任性」の所在が求められなければならない。状況が突きつけるものに応答(response)できる能力(ability)が責任性(responsibility)の語義だからである。こうしていまや、「判断能力の成熟」としての「成年」思想は、〈実践的判断力の反省的次元〉にかかわる問題であることが明らかにされるのである。

## 3. アレント,ベイナーによる「政治的判断力」

以上のように、「超越論哲学的教育学」による問題提起をふまえて、こんにち「判断能力のありうべき養成」があらためて教育の主要課題として見直されるべき理由をいくつかの観点から考察してみた。要約すると、「判断能力の成熟」という「成年」思想(カント)は、「責任性」(ランゲフェルト)を根本要件として含むが、これはとりわけ「実践的な反省関係」における「判断力の任務」(ヘッフェ)、すなわち、〈実践的判断力の反省的次元〉にかかわる問題である、という展望が帰結されたと思う。しかしながら、このような方向性は必然的に、その出発点であったカントの判断力理論そのものとの、相互の再検討を示唆しているのである。

### 3. 1. カントの判断力概念の問題点

カントは『判断力批判』(1790) において、判断力一般を「特殊的なものを普遍的なもののもとへと包摂する働き」として性格づけた(V179)。さらにこの判断力を大きく二つの種類に区分する。すなわち、「普遍的なもの(規則・原理・法則)が与えられている場合、

特殊的なものをそのもとへと包摂する判断力は規定的 (bestimmend)判断力である。ところがただ特殊的なものだけが与えられていて、判断力がそれに対して普遍的なものを見出すべき場合には、この判断力はまったく反省的 (reflektierend) 判断力である」 (ibid.)。

カントにおいて、自由な意志規定や行為にかかわる「実践的判断力」は、科学的な認識についての「理論的判断力」と同様、「規定的判断力」に分類される(Vgl., V267, 354)。それゆえ、カントの説明にあっては、「反省的判断力はどのようにして行為の道徳的に重要な状況を認識するのか、そこではどのような特殊と普遍の関係が生じるのかという問題」(25)がそれ以上明らかにされていない。いいかえれば、カントにおける実践的判断力には反省的次元が、また同じことではあるが、反省的判断力には実践的次元が、そもそも存在しないのである。

そこで拙論は、教育の領域で当然要求される「実践 的な反省関係 | における 「判断力の任務 | 一便宜上 〈実 践的判断力の反省的次元〉と表現しよう―を輪郭づけ るアプローチとして、晩年のハンナ・アレント(Arendt, H., 1906-1975) によって着手され、1980年代以降ロナ ルド・ベイナー (Beiner, R., 1953-) によって展開さ れた「政治的判断力」論(26)によるカント解釈を取り上 げたいと思う。というのも, これまで見てきた教育と 判断力に関するテーマ群(成年・責任性・実践的反省) に関して,「政治的判断力」論は(教育とは別種の文脈 からではあるが) きわめて主題的に論究しており、管 見では、このような試みとしてはいまだ他に類を見な いからである。したがって、本稿の最後の役割は、ア レント、ベイナーそれぞれの中心的テーマを簡潔に整 理することである。そのなかで、今後当面取り組むべ き、カント判断力理論の再検討のためのヒントを読み とってみたい。

#### 3. 2. アレントの『カント政治哲学の講義』

1960年代に「実践哲学の復権」運動が開始されて以来、カント哲学に関してもこの影響下でさまざまな解釈・再解釈が試みられてきた。私たちはこうした試みの一傾向として、ここでも「判断力」の意義を重視する解釈に出会うことになる。アレントの没後、講義録から編集された『カント政治哲学の講義』(1982)に見られる「反省的判断力」のとらえ直し作業はその典型例である。アレントは、『判断力批判』第一部で展開された「美学的(ästhetisch)判断力」を「政治的判断力(political judgment)」へと読み替え、またカントの政治哲学思想を彼の全哲学的思索の中心に位置づけ、このように解釈されたカントの思想から現代政治哲学上の諸問題を解決する手がかりをえようと努める。アレントは次のように述べている。

「(カントは) 相互に顕著に相違する二つの政治哲 学を詳述している。-第一の政治哲学は『実践理 性批判』で容認されているものであり、第二の政 治哲学は『判断力批判』に含まれているものであ る。『判断力批判』の第一部が実は政治哲学である ということは、カントについての諸著作の中で めったに言及されない事実である。他方、「判断力」 の主題が「実践理性」の主題よりもカント自身に とって大きな比重を占めていることは、カントの 全政治的著作からみてとれると私は思う。『判断力 批判』では、自由は意志の述語としてではなく、 構想力の述語として描かれる。構想力の力能は, 卓越した政治的思考作用であるところのより広汎 な様式の思考作用と、非常に密接に連結している。 なぜなら構想力は我々が"他者の精神の中に我々 自身を置く"ことを可能にするからである。」(27)

アレント・ベイナーの構想が「政治的判断力」の基礎づけにある以上、まず「政治的」という言葉で何が意味されているのかに注意を払わなければならない。アレントにとって「政治」とは「個々人の公的な行為、相互行為、彼らが成し遂げることの出来る事」、換言すれば、「人間の自由に関する事柄」を意味する(28)。カントは「判断力という全く新しい人間の能力」を『判断力批判』で発見したとアレントは考え(29)、これこそ政治哲学に対するカントの最大の寄与であると考える。

アレントの取り上げる判断力は『判断力批判』第一 部で扱われるものであり、「反省的判断力」のうちのと くに「美学的判断力」と呼ばれるものである。これは 偶然的な要素を含むような特殊について,たとえば[こ れは美しい」とか「これは醜い」とかと判定するる能 力であり、しかも共同で生活する多数のひとびとに向 かって自分の判断の妥当性を主張する判断力である。 アレントはこの「美学的判断力」を「政治的判断力」 へと転換するのである。なぜそれが可能であると考え られるかといえば、「政治的判断力」は公共的領域にお いて、さまざまな行為者の特殊な活動について普遍妥 当的な判断を下す働きであり、二つの判断力は多数者 のあいだでの特殊的事象に関する普遍的判断を形成す るという点で一致すると想定できるからである。判断 力では、多数者のあいだに普遍的判断を形成するため に、他者の観点を考慮することがとくに重要だが、こ の働きを助けるものがカントのいう「共通感覚 (Gemeinsinn, sensus communis) \( \text{V238, 293} \) \( \text{Z} \) ほかならず、それをアレントは、すべての他者を視野 に取り込む「共同体的感覚(community sense, gemeinschaftlicher Sinn) | と呼んでいる(30)。

アレントによって再び取り上げられた「没利害性(無 関心性)」や感覚の「伝達可能性(mitteilbarkeit)」,「共 通感覚」といった、カント美学のキー・ワードがもつ 「基本的な他者指向性(otherdirectendness)」(31)は、たしかに美の領域をこえたところにまで適用できるだけの内容を十分もったものであり、こうしたアレントの解釈は『判断力批判』そのものを新たな視野から見直すための有益な視座を提供するものとして受け入れられたのである。

## 3. 3. ベイナーの『政治的判断力』

一方,ベイナーの研究は、アレントを出発点とし、依然有力な拠り所としながらも、新しい考察を加えることによってより広い観点を獲得しようとするものである。ベイナーは『政治的判断力』(1983)の冒頭で次のように述べている。

「本書でこれから姿を現し始める政治哲学は,政治的なものの本質を,権力・利害・支配の諸現象や,今日の政治的生活を支配する他の大半の関連事項の内には見ず,むしろ政治の本質を言語・熟慮および判断力の内に据える。政治的経験は,世界内に存在する特殊な様式として,言語によって構成される。すなわち,それは人類が意志疎通・討議を通して,したがって共有化の対象と間主観的判断に役立つものとに関する会話を通して,自らの世界を人間的なものとする能力によって,構成されるのである。この理論的展望は,「判断力」概念の探究によって明らかにされる。」(32)

ベイナーは判断力に関する思想を展開したもっとも重 要な哲学者としてカントとアリストテレス(Aristoteles, B. C. 384-322) の二人を取り上げ、それぞれの詳細な 検討を通じて「政治的判断力」の概念の明確化に努め る。というのも、ベイナーはアレントの判断力理解で は、「政治的判断力 |理論としてまだ不十分だと考える からである。もっぱらカントの「美学的判断力」から 「政治的判断力 |を基礎づけようとするかぎり、「政治 的判断力」はせいぜい距離を保った「注視者 (spectater)」による事象についての公平な評価にと どまり、その実践的性格が希薄とならざるをえない。 事実、アレントの判断力理論にはこの傾向が強いと見 られ、この点でベイナーはアレントから離れる。ここ でアリストテレスの問題に踏み込む余裕はないが、一 応、ベイナーのアリストテレス理解をカントとの対比 において引用しておこう。

「我々の研究は、政治的判断力の理論に着手するにあたり、基本的に二つの方法があることを提示する。一つの方法は、趣味の理論を介して見出される。もう一つの方法はプロネーシス(phronesis)の理論 [ないし思慮(prudence)の理論] を通して見出される。前者は、政治的判断力の理論とし

て提示されるならば、それ自身は元来、回想的(ないし歴史的)判断力と関係するようにみえる。後者は、予見的判断力と関係するようにみえる。前者は、政治的注視者ないし批評家 (critic) に関わる。後者は、行為者 (agent) または政治的活動者 (actor)に関わる。前者は、カントが定式化したように、判断力の形式的条件を展開することに限定されるが、それに対して後者は、アリストテレスが展開したように、判断力の実質的条件を明らかにするのである。|(33)

カントでは、アリストテレスにさかのぼる思慮 [怜悧 (klugheit)] の概念は、「美学的判断力」のなかに位置をもたないだけでなく、道徳哲学や政治哲学の基礎づけからも排除された。このことは、「怜悧の勧告」が「仮言命法」として「定言命法」から峻別されたことのうちに見られる(Vgl., IV418, V36)。しかしベイナーは、「判断力」の二形態は二者択一の関係にあるのではなく、相互補完的、かつ互いに還元しえない不可欠の原理であるとして、政治的判断力は注視者と活動者の両者の観点をあわせもたなければならないと考える。いいかえれば、「政治的判断力の「包括的」な理論、すなわちカントおよびアリストテレスの判断力の次元をともに「包括する」理論が必要」(54)であり、このことによって、「人間の判断力の包括的理解」(35)が可能となると考えられるのである。

#### 3、4、私たちのテーマのために

さて、私たちにとって当面の主題である〈実践的判断力の反省的次元〉を思い描くにあたって、アレント、ベイナーの「政治的判断力」論からいくつかの重要な論点を取り出すことができる。両者において意味されている「政治的」という語の内容は、日常的に理解されているそれとは異なり、広く人間の自由、しかも人間相互の社会的自由にかかわっていることをあらためて確認しておきたい。したがって、この判断力理論が教育の領域についても十分検討に値する内容を含んでいることは、むしろ当然なのである。

アレントにおいて高調されるのは、判断力の「公共性 (publicity)」「公平性 (impartiality)」「普遍的立場 (general standpoint)」であるが<sup>(36)</sup>、こうしたコンセプトは、カントにおいて判断の「伝達可能性」「共通感覚」といわれた理念にもとづいている。また、現代政治哲学の主導概念は「多数主義・多元主義 (Pluralismus)」だといわれるが<sup>(37)</sup>、これはアレントにおいて顕著であるように、もとをたどればまさにカントに由来する言葉なのである。

一方, ベイナーはカントとアリストテレスをともに 包括することで,「政治的判断力」に, 没利害性・公平 性・距離のような形式的条件と経験・成熟のような実 ・・・・・・ 質的条件を認めた<sup>(38)</sup>。さらにカントに関して,次のよ うな注目すべき批判を投げかけている。

「カントによる規定的判断力と反省的判断力との区別は、次のような意味をもつ。それは、包摂のために普遍的なものがまだ入手できないすべての場合に、人間の主体は、特殊的なものをある適切な普遍的なものの下へと正しく包摂すべき責任性を負わねばならないという意味である。…そしてこのギャップを架橋することが、判断主体の負うべき人間的責任性となる。これは、反省的判断力の概念にこそ固有のものである。」(39)しかし、「この問題に対して、カント自身が道徳的判断力(「反省的」判断力の意味における)の理論をもたなかったことは、注意されねばならない」(40)。

判断力の実質的条件。その分析が「判断力のありうべき養成」を考えるうえで不可欠の観点であることは、もはやいうまでもないであろう。アレント・ベイナーの判断力論は、この問題に関して私たちの考察に寄与しうると思われるのである。したがって、次の課題は、二人の判断力理論ないしカント解釈を人間形成の視点からさらにくわしく読み解くことである。そのさい、考察の道しるべとなるのは、実践的・反省的判断力の「他者指向性」(アレント)と「責任性」(ベイナー)にほかならない。

## 4. 小括と今後の課題

・人間形成を責任性にもとづく、ひととひととのあいだの形成と和辻哲郎 (1889-1960) 流にとらえることが可能ならば<sup>(41)</sup>、「教育可能性」とは、単に個人内部の性質ではありえず、ひととひととのあいだのある可能性を意味することになる。つまり、この概念は他者ないし共同性・共同体を所与としてはじめて導き出されることになるのである。しかしこの場合、その他者とか共同性・共同体とは、どのようにとえられるべきなのであろうか。

判断力は特殊(個)と普遍(全体)をつなぎ、その関係を反省する能力だといえる。一方、判断力の養成・成熟は、個人と他者(共同性・共同体)とのあいだの形成を意味する。判断能力がなければ、自他の区別や他者を考慮した判断はできず、個人をとりまく多数の他者が存在しなければ、判断力はそもそも意味をなさない。問題は、この能力の養成・成熟がどのようになされるのかである。カントは、〈判断力の成熟は教え込むことができない〉と明確にとらえていた。カントのいう「教育の最大の問題」とは、実にこの事態の論理的解明を意味するのである。また、その論理的解明が不可能なのであれば、判断力の概念とともに私たちは、「教育の可能性の限界」(ボルノー)を見つけだすこと

になる。しかも注意すべきは、そのことは、ひととひ ととのあいだにおける教育的働きかけの第一歩が空白 のままに残される、ということである。

教育的働きかけの第一歩が空白なのであるとすれば、そのとき、「教育可能性」とは何であるのか。また、それにもかかわらず人間が共同性のなかで責任性を問われるのはなぜなのか。ともあれ、ひと(個人)とひととひととのあいだ(共同性・共同体)との関係を十全にとらえるためには、カントにあっては論じられなかった判断力の実質的条件を確定することが先決であろう。私たちの試みは、カントと「政治的判断力」論との相互分析から再開する。

### 註および引用文献

\* カントからの引用の頁づけは本文中に示し、通例にならってアカデミー版カント全集にしたがい、ローマ数字で巻数を、算用数字で頁数を提示する。ただし、「純粋理性批判」のみは第二版にもとづきBで示す。なお、訳出にさいしては理想社版カント全集および岩波文庫所収のカント著作を参照した。

- (1) マリアン・ハイトガー (Marian Heitger)「超越論哲学的教育の自己認識」、ヘルマン・レールス、ハンス・ショイアール編「現代ドイツ教育学の潮流」(訳者代表・天野正治、玉川大学出版部、1992)、178頁。
- (2) 「超越論哲学的教育学」については「教育哲学研究」(教育哲学会) 誌上でも報告されている。土戸敏彦「「超越論哲学的教育学」の意味するものとその射程」(第61号, 1990), 三井善止「カント教育論の目的論的構造」(第64号, 1991), および, 拙稿「カントにおける教育学の構想とその方法論的基礎」(第71号, 1995), を参照。

また、このグループの一応の成果は次の論文集に見ることができる。Jürgen-Eckardt Pleines (Hrsg.), Kant und Pädagogik -Pädagogik und praktische Philosophie-, Würzburg 1985.

そのなかで本稿がとくに注目したのは、Pleines、 J. E., Pidagogisches Handeln und dessen Beziehung zur Urteilskraft である。

- (3) Pleines, a. a. O., S. 9.
- (4) Pleines, a. a. O., S .69.
- (5) ヘルバルト, 高久清吉訳「世界の美的表現―教育の中心任務 としての一」(明治図書, 1972), 訳者註106-109頁, 参照。
- (6) ちなみに、カントが提示した教育的行為の原則は次の通り である (Vgl., IX454)。

①子どもはあらゆる事柄に関して自由にさせておいてよいが、しかしそれは他人の自由の妨げにならないかぎりにおいてである。

②子どもが自分自身の目的を達成できるのは、他人にもその人間の目的を達成させことによってのみである、ということを示さなければならない。

③子どもに強制を与えるさいには、その強制が実は子ども が自分自身の自由を正当に行使できるようにするための強制 であることを、子どもに納得させる必要がある。

- (7) ボルノー『教育者の徳について』(玉川大学教育学科編,玉川大学出版部,1982)所収,「カントと教育学」(島田四郎訳),95-96頁。
- (8) Litt, Führen oder Wachsenlassen, Stuttgart, 1927, 131967.

石原鉄男訳「リット 教育の根本問題」(明治図書, 1971)。

- (9) 小笠原道雄編者『文化伝達と教育』(福村出版, 1988), 175 頁,および,天野正治編者『現代に生きる教育思想 第五巻 ドイツ(2)』(ぎょうせい, 1982), 299-300頁,参照。
- (ii) 教師と生徒の関係に代表されるような、教育する側とされる側の関係の問題は、教育学の根本テーマに属する。しかし、こうした「教育関係論」に拘泥することは、教育の本質はすでに明らかだと一方で示しつつ、同時にその本質を他方で隠蔽してしまうという逆説的な性格をもつと思われるのである。本稿ではその具体的ないきさつの一端を、教育学におけるカント受容を例に示しているともいえよう。

なお、教育における〈自明性〉への問いとして、教育哲学を展開しようとする新しい試みに、土戸敏彦『冒険する教育哲学一〈子ども〉と〈大人〉のあいだ一』(勁草書房、1999)がある。また、その生成過程を含む「教育関係論」全体を系統的かつ批判的に検討した研究として、宮野安治『教育関係論の研究』(渓水社、1996)を挙げることができる。

(II) ここで、ウィトゲンシュタイン(Wittgenstein, L., 1889 -1951)における「規則のパラドックス」との問題連関を予想するのは、深読みにすぎるだろうか。規則は一定の仕方でしたがわれなければ意味がないが、その一定の仕方をきめる規則はどこにあり、それはいつどこで決定されたのか。そして、もしかりにその一定の仕方をきめるさらなる規則があったとすれば、今度はその規則に一定の仕方でしたがうことはどうしてできるのか。その一定の仕方をきめる規則はどこにあり、……。これはまさに〈判断力は教え込むことができない〉というカントの思想に合致するのではないか。そして、カント・ボルノーの問題意識も、実はこのような、教育という営みの論理的な無限背進(無根拠性)への予感があったからではないだろうか

なお、ウィトゲンシュタイン的視点から「教育可能性」を論 じる試みとして、拙稿、「〈教える一学ぶ〉関係と教育可能性に かんする一試論―モレンハウアーとウィトゲンシュタイン 一」、愛知教育大学研究報告 第48輯(教育科学)、1999、55-63 頁、を参照されたい。

- (12) Norbert Hinske, Kant als Herausforderung an die Gegenwart, Freiburg/München, 1980. S. 69. ノルベルト・ヒンスケ,石川・小松・平田訳「現代に挑むカント」(晃洋書房, 1985),89頁,参照。
- (13) 和田・山崎編『人間の生涯と教育の課題―新自然主義の教育 学試論―』(昭和堂, 1988), 154-155頁, 参照。
- (14) ランゲフェルド,岡田・和田監訳「続・教育と人間の考察」 (玉川大学出版部,1976),124頁。
- (15) ランゲフェルド,和田修二監訳『よるべなき両親』(玉川大学出版部,1980),29頁。
- (16) 同書, 116頁。
- (17) オトフリート・ヘッフェ、青木隆嘉訳『倫理・政治的ディスクール』(法政大学出版局、1991)、68頁。
- (18) 同書, 33頁。
- (19) 同書, 33頁。
- (20) 同書, 34頁。
- (II) たとえば、皇・松井・和田著『人間と教育』(ミネルヴァ書 - 房, 1981), 55頁, を参照。
- (22) ヘッフェ, 前掲書, 59頁。
- (23) 同書, 59頁。
- (24) 同書, 20頁。
- (25) Pleimes, a. a, O., S. 70.
- (26) 「政治的判断力」論ということで本稿が依拠するテキストは

#### 次の二点である。

①Hannah Arendt, Lectures on Kant's Political Philosophy, Edited and with an Interpretative Essay by R. Beiner, Chicago, 1982. 浜田義文監訳 『カント政治哲学の講義』(法政大学出版局, 1987)。

②Ronald Beiner, *Political Judgment*, London, 1983. 浜田 義文監訳『政治的判断力』(法政大学出版局, 1987)。

なお、①はアレントの没後、ベイナーによって編集され、ベイナーの「解釈的試論」を付して出版されたものである。その前半部をなすアレントの「カント政治哲学の講義」は、ニュー・スクール・フォー・ソーシャル・リサーチ(ニューヨーク)での、1970年秋学期の彼女の講義ノートをもとにしている。また、「カント政治哲学の講義」の抜粋が、アレントの最後の体系的著作である、『精神生活』(The Life of the Mind, vol. 1、Thinking, Vol. 2、Willing、New York, 1978)に収められている。

(27) Arendt, op. cit., p. 10. (翻訳152頁)

- (28) M·カノヴァン, 寺島俊穂訳『ハンナ·アーレントの政治思想 (新装版)』(未来社, 1995), 15頁。
- (29) Arendt, op. cit., p. 10. (8頁)
- (30) id., p. 71. (109頁)
- (31) id., p. 68. (103頁)
- (32) Beiner, op. cit., pp. x iv-x v. (翻訳 x ii 頁)
- (33) id., p. 106. (155頁)
- (34) id., p. 103. (150頁)
- (35) id., p. 102. (149頁)
- (36) Arendt, op. cit., pp. 40-44. (57-62頁)
- (37) ヒンスケ, 前掲書訳, 44頁, 参照。
- (38) Beiner, op. cit., p. 107. (156頁)
- (39) id., p. 114. (167頁)
- (40) id., p. 110. (161頁)
- (41) 和辻哲郎『人間の学としての倫理学』(岩波全書, 1971),10-22頁,参照。

(平成11年9月9日受理)